

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課）

項目名	高度外国人材の受入れ拡大に向けた検討											
税目	—											
要望の内容	<p>「高度外国人材の受入れ拡大」の政策的重要性に鑑み、関係省庁とも連携のうえ、産業界のニーズや課題を抽出し、受入れ拡大に資する施策を包括的に検討する。</p> <table border="1" data-bbox="901 790 1495 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 経済のグローバル化、デジタル化が進む中、世界的に高度人材の需要が高まっており、各国間の人材獲得競争が激化している。 他方、日本の高度人材のうち国外で生まれた者の割合は1%に過ぎず、英国23%、米国16%、ドイツ13%と比べ、著しく低い水準にある。その要因として、外国企業や外国人駐在員を対象とした調査では、言語の壁に加え、行政手続も含めた生活インフラの使いにくさ、税率等の課題が指摘されている。 こうした課題を踏まえつつ、我が国の強靱性（レジリエンス）という優位性を活かし、高度外国人材の受入れ拡大を進める。</p> <p>(2) 施策の必要性 高度外国人材は、事業者にとって、商機の拡大に加え、人員構成の多様化を通じて、組織の活性や、イノベーションの促進をもたらすとされている。 我が国経済の持続的成長を実現する観点から、高度外国人材が活躍できる環境整備は重要な政策課題であり、国際的な高度人材の獲得競争に鑑み、世界に伍する受入れ体制を構築する必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>2. 対外経済関係の円滑な発展</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>IV. GX・DX等への投資</p> <p>1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み</p> <p>(4) 高度外国人材の呼び込み （中略）高度外国人材呼び込みに向けた税制や規制等の制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行う。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p>(5) インバウンド戦略の展開 （高度人材等の受入れ） 世界に伍する水準の新たな在留資格制度（特別高度人材制度（J-Skip）・未来創造人材制度（J-Find））の活用を進めるとともに、「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を踏まえ、税制や規制などの制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行うことを含め、高度外国人材等の呼び込みに向けた制度整備を推進する。</p>
		政策の達成目標	国際的な高度人材の獲得競争に鑑み、世界に伍する受入れ体制を構築すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	高度外国人材への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	高度外国人材の受入れ拡大が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>予算上の措置等はない。</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>我が国経済の持続的成長を実現する観点から、高度外国人材が活躍できる環境整備は重要な政策課題であり、国際的な高度人材の獲得競争に鑑み、世界に伍する受入れ体制を構築する必要があり妥当。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>
	<p>これまでの要望経緯</p> <p>—</p>	